生活再建支援の取り組みについて

水曜日提供

１　住宅支援

　・　被災者向け住まいの相談専用ダイヤル・・・別紙１

　・　住まいのケア・専門チームの派遣・・・・・別紙１

　　　・　被災住宅の応急修理・・・・・・・・・・・別紙１

２　ブロック塀安全対策

　・　ブロック塀に関する相談・・・・・・・・・別紙１

３　各種相談窓口

　・　こころのケア相談・・・・・・・・・・・・別紙２

　　　・　中小企業・小規模事業者相談・・・・・・・別紙３

４　義援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙４

被災者支援の状況

別紙１

平成30年７月3日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 部局 | 住宅まちづくり部 |
| 支援の内容 | ○　被災者向け住まいの相談専用ダイヤル被害を受けた住宅の所有者、入居者に対し、住宅の損壊の状況や持ち家、借家の種別に応じて復旧や債券に関する相談や情報提供を無料で行う○　「住まいのケア・専門家チーム」の派遣　住宅・法律・金融等の専門家で構成するチームを被災自治体へ派遣○　被災住宅の応急修理　半壊等の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠なものを応急的に修理する制度○　ブロック塀に関する相談対応等　・ブロック塀に関する相談窓口を開設し府民からの相談に対応・ブロック塀の点検方法をチラシ等を用いて、情報提供 |
| 実績 | ○被災者向け住まいの相談専用ダイヤル　累計相談件数（7月3日まで）：328件○「住まいのケア・専門家チーム」の派遣　・茨木市：6月29日午後、7月1日終日　※実施済・高槻市：6月30日午後、7月8日午後　※一部実施済　・大阪市：7月3日終日　※実施済　　・摂津市：7月7日午後　　・豊中市：7月6日午後、7日午前※その他、枚方市、寝屋川市での開催が決定○被災住宅の応急修理　累計申請受付件数（7月3日まで）：3件○ブロック塀に関する相談対応等　累計相談件数（7月3日まで、府、民間計）：887件　 |

別紙２

被災者支援の状況

平成30年７月３日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 部局 | 健康医療部 |
| 支援の内容 | ○　地震によりストレスや不安を抱いているなど、こころのケアが必要な方への電話相談窓口を設置　　＜大阪市・堺市以外の大阪府にお住まいの方＞　　　　電話番号　06‐6607‐8814（直通）　　　　相談時間　９時30分から17時　　＜大阪市にお住まいの方＞　　　　電話番号　06‐6923‐0936（直通）　　　　相談時間　９時30分から17時　　＜堺市にお住まいの方＞　　　　電話番号　072‐243‐5500（直通）　　　　相談電話　９時から17時　　　　　　　　　　（土日祝は９時30分から17時） |
| 実績 | 電話相談件数

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府（大阪市、堺市除く） | 103 |
| 大阪市 | 51 |
| 堺市 | 22 |

 |

別紙３

被災者支援の状況

平成30年７月２日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 部局 | 商工労働部 |
| 支援の内容 | ○　特別相談窓口の設置大阪府内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び大阪府よろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構近畿本部、近畿経済産業局に相談窓口を設置○　セーフティーネット保証４号の適用　今般の災害の影響により売上高等が減少している災害救助法適用市町内の中小企業・小規模事業者に対し、大阪信用保証協会が、一般保証とは別枠の限度額で融資額の100％を保証。（大阪府制度融資「経営安定資金」の利用が可能となる） |
| 実績 | 特別相談窓口における被害等の把握件数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談窓口 | 件数 | 備考 |
| 総合 | よろず支援拠点商工会・商工会議所等 | 327 | 電話相談、訪問により把握した件数 |
| 金融 | 大阪信用保証協会 | ９ | 窓口での相談件数 |
| 組合 | 大阪府中小企業団体中央会 | 34 | 会員アンケートや電話により把握した組合数 |

セーフティネット保証４号の適用状況

|  |  |
| --- | --- |
| 申込件数 | ０ |
| 承諾件数 | ０ |

 |

被災者支援の状況

別紙４

平成30年７月3日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 部局 | 福祉部 |
| 支援の内容 | **○　被災者の生活再建支援のため、義援金の募集と配分を実施。**・緊急配分（第一次配分）7月上旬実施＜対象＞　　災害救助法適用の13市町における①死亡者のご遺族②住宅被害（全壊、半壊）③避難所避難者特例住宅被害（一部損壊以上）のうち、障がい者手帳所持者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯であって配分委員会で定める基準日の前日から基準日の朝まで避難所に避難している方　※住宅被害（一部損壊以上）は、写真による「みなし一部損壊判定」でも可能です。※申請は市町で受付けます。**○　義援金配分相談窓口を開設**電話番号　06‐6944‐7917（直通）**ファクシミリ番号　06-6944-6659****メール　fukusokiikaku3@gbox.pref.osaka.lg.jp**　　　相談時間　平日10時から17時 |
| 実績 | 相談件数

|  |  |
| --- | --- |
| 6/27 | 3 |
| 6/28 | 53（うちメール１件） |
| 6/29 | 33 |
| 6/30 | 1（うちメール１件） |
| 7/2 | 45 |
| 7/3 | 31 |

 |